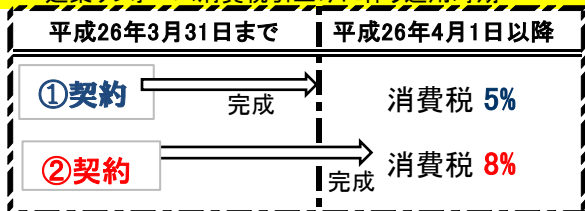


# 消費税率引上げについてのお知らせ

日に日に秋が深まり 落葉も風に舞い、日だまりの暖かさが心地良い季節になってきました。

皆様ご存知のように、建築リフォーム工事も平成26年4月1日より消費税が、**5%** → **8%** に引上げられます。

## 建築リフォーム消費税引上げに伴う適用時期



上掲表のように

- ① 平成26年3月31日までの完成であれば現行の **5%**
- ② 平成26年4月1日以降の完成であれば契約時期が3月31日以前であっても **8%**  
(5%+3%)

## 注意していただきたいこと

- 1月～3月にかけて、駆け込みの案件が増えて来ることが予想されます。
- 上記に伴い、職人が不足しがちとなり、商品の納期遅れ、資材の品不足、価格高騰の可能性が予想されます。

## 対策として

弊社としましては、こうした動向には出来るだけ お客様のご要望にお応え出来るように対処させていただきますが、もし建築リフォームのご計画がございましたら、早めのご相談をお願い致します。

